

## 国立大学法人信州大学と公立諏訪東京理科大学との連携に関する協定書

国立大学法人信州大学と公立諏訪東京理科大学（以下「両大学」という。）は、両者の持つ優れた教育、研究、地域社会との連携等の実績とポテンシャルを相互に協力して活用することにより、両大学の一層の発展に資するため、平成22年12月10日付「信州大学と諏訪東京理科大学との連携に関する協定書」（令和元年12月10日付最終更新）を更新し、次のとおり大学間包括連携協定を締結する。

### （目 的）

第1条 この協定は、両大学が包括的な連携のもと、相互の大学の更なる発展を目指し、教育、研究、地域貢献、産学連携及び国際交流等の各方面にわたって広く協力し、社会にその成果を還元し、我が国の学術及び産業の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 両大学は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 学術研究に関すること。
- 二 学部学生及び大学院学生の教育、研究に関すること。
- 三 教員の相互交流に関すること。
- 四 地域貢献及び産学連携に関すること。
- 五 国内外の機関等との連携に関すること。
- 六 その他両大学が必要と認める事項

### （連携推進協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携推進協議会を設置することができる。

### （守秘義務）

第4条 両大学は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、令和4年12月10日から3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両大学の合意により、更新することができる。

### （細 目）

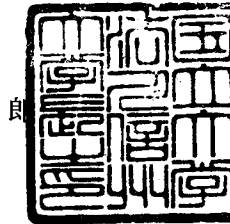
第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、両大学が協議して定めるものとする。

この協定書は2通作成し、両大学が記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

令和4年12月10日

国立大学法人信州大学

学 長 中 村 宗 一 郎



公立諏訪東京理科大学

学 長 小 越 澄 雄

